



# 長野県報

5月29日(木)  
令和7年  
(2025年)  
第612号

## 目次

### 規則

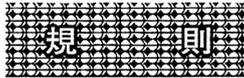
長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員総務課）	1
長野県恩給給与細則の一部を改正する規則（職員総務課）	1
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員総務課）	1
長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（障がい者支援課）	3
長野県漁業調整規則の一部を改正する規則（園芸畜産課）	5

### 告示

非常勤消防団員退職報償規程の一部改正（消防課）	6
生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	6
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（障がい者支援課）	6
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の事業廃止の届出（障がい者支援課）	7
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障がい者支援課）	7
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の事業廃止の届出（障がい者支援課）	8
南信工科短期大学校及び技術専門校の令和8年度の訓練定員（産業人材育成課）	9
公共測量の実施（建設政策課）	10
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	10
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	10

### 公告

随意契約の相手方の決定（2件）（税務課）	11
開発行為に関する工事の完了（3件）（都市・まちづくり課）	12



長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年5月29日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第45号

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和32年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第23号の2及び様式第23号の5中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に改める。

様式第23号の6中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

様式第23号の17及び様式第23号の18中「禁錮  
懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第29号及び様式第29号の2中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

職員総務課

長野県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年5月29日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第46号

長野県恩給給与細則の一部を改正する規則

長野県恩給給与細則（昭和32年長野県規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第27号及び様式第28号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に改める。

様式第28号の4中「により（禁錮  
懲役）」を「により拘禁刑」に改め、同様式の備考の1中「（禁錮  
懲役）」及び「」を削る。

様式第28号の5中「により（禁錮  
懲役）」を「により拘禁刑」に改め、同様式の備考の1中「（禁錮  
懲役）」及び「」を削る。

様式第29号及び様式第48号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

職員総務課

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年5月29日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第47号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、「場合、」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

職員総務課

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年5月29日

長野県知事 阿部守一

**長野県規則第48号**

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年長野県規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「住所」を「住所」に改める。

様式第4号中 「殿 加入者の住所」を「殿 加入者の住所」に改める。

様式第5号中 「住所」を

「住所」に、

「口座振替の申出 銀行 本店 支店 口座番号」を

「

口座振替希望金融機関	金融機関名	本・支店（所）名	預金種目	口座番号	（フリガナ） 口座名義人

」に改める。

様式第7号中 「住所」を

「住所」に、

「口座振替の申出 銀行 本店 支店 口座番号」を

口座振替希望金融機関	金融機関名	本・支店(所)名	預金種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義人

に改める。

様式第8号中 「住所」 を

「住所」 に、

口座振替の申出	銀行	本店 支店	口座番号
---------	----	----------	------

を

口座振替希望金融機関	金融機関名	本・支店(所)名	預金種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義人

に改める。

様式第9号中 「殿  
住所」 を 「殿  
住所」 に、

住所		
口座振替の申出	銀行 本店 支店 口座番号	銀行 本店 支店 口座番号

を

住所	〒		〒		
口座振替希望金融機関	金融機関名	本・支店(所)名	預金種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義人

に改める。

様式第10号中 「住所」 を 「〒」 に改める。

様式第11号中 「(加入者)  
住所」 を 「(加入者)  
住所」 に、

住所		
----	--	--

を

住所	〒	〒
----	---	---

に、

住所	
----	--

を

「住所<sup>〒</sup>」に改める。

様式第12号中「住所」を

「住所<sup>〒</sup>」に、「懲役・禁錮<sup>こ</sup>の刑」を

「拘禁刑」に改める。

様式第13号中「住所」を

「住所<sup>〒</sup>」に、「(5) その他の親族」

を「(5) その他の親族」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

障がい者支援課

長野県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年5月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第49号

長野県漁業調整規則の一部を改正する規則

長野県漁業調整規則（令和2年長野県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第34条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第33条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

園芸畜産課